

コラボクラウド給与

コラボクラウド給与年末調整

月次減税の操作ガイド

「令和 6 年分 定額減税の対応方針」

「コラボクラウド給与」および「コラボクラウド給与年末調整」の「令和 6 年分 定額減税」の対応方針は以下のとおりです。

※記載の内容は予定のため、変更になる場合があります。

(1) 月次減税事務に対応する機能 (2024 年 5 月初旬までにアップデート予定)

- ・定額減税対象者を登録する画面の追加

登録内容に応じて、定額減税合計額を自動算出します。

- ・給与明細書・賞与明細書への控除額の表示

所得税の自動控除、および明細書への「控除前所得税」「定額減税額」「控除残税額」の表示・印刷

(2) 年調減税事務に対応する機能 (2024 年 11 月末までにアップデート予定)

- ・年調減税額の算出および還付額・徴収額の計算

(参考)

「令和 6 年分 所得税の定額減税」の制度に関する不明点等に関しては、国税庁のサイトをご確認ください。

国税庁：定額減税 特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

国税庁：令和 6 年分所得税の定額減税のしかた

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

国税庁：令和 6 年分所得税の定額減税 Q & A

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

定額減税（月次減税）の基礎知識

【定額減税の控除対象者】

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人。）

控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、**給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人**（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）（以下「基準日在職者」といいます。）を選び出します。

この基準日在職者が、原則として月次減税額の控除の対象となる人（以下「控除対象者」といいます。）となりますが、その後、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出した場合には、この人は控除対象者から外れることになります。

なお、次に掲げる人は、基準日在職者に該当しませんので注意してください。

<基準日在職者に該当しない人>

- ✓ 令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人（扶養控除等申告書を提出していない人）
- ✓ 令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人
- ✓ 令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
- ✓ 令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

(注) この控除対象者の確認の時点においては、合計所得金額（見積額）を勘案しませんので、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行ってください。

【月次減税額の計算】

控除対象者ごとの月次減税額は「同一生計配偶者と扶養親族の数」に応じて、「本人30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円」との合計額となります。住民税の定額減税に関しては各 10,000 円が減税額になりますが、令和 6 年 5 月に送付される「決定通知」には減税額控除後の金額が通知されます。

月次減税額の計算

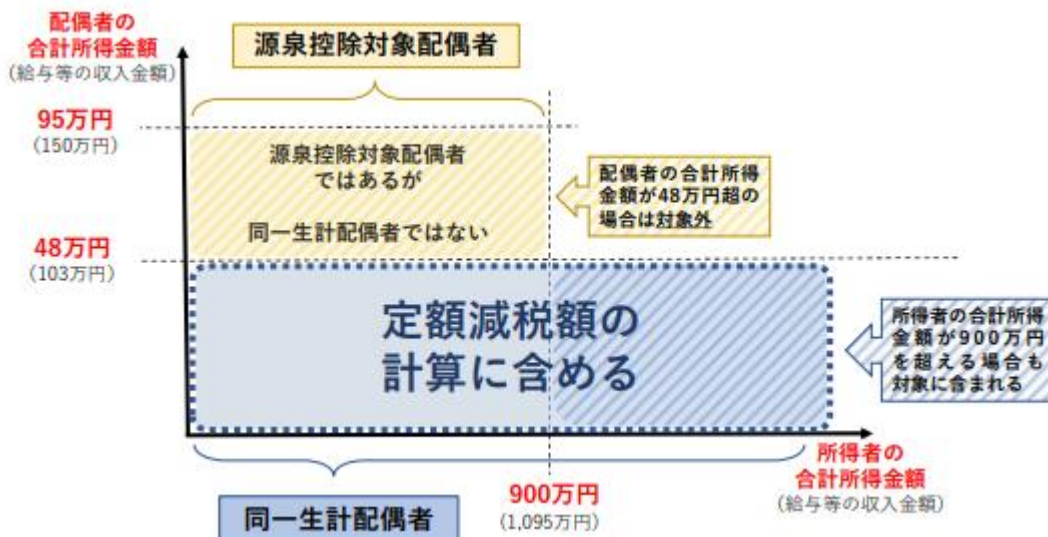
＜事例＞ 「同一生計配偶者」・・・有、「扶養親族」・・・2名 の場合
 → 「同一生計配偶者と扶養親族の数」は3名となるので、
30,000 円（本人分） + **30,000 円×3名**（同一生計配偶者と扶養親族の分）
 = **120,000 円**（月次減税額）

ポイント 1 非居住者は人数に含めない

非居住者である同一生計配偶者及び非居住者である扶養親族は月次減税額の計算のための人数に含めません。

ポイント 2 同一生計配偶者

扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者が居住者であり、かつ、「所得の見積額」が 48 万円（給与等の収入金額が 103 万円）以下の配偶者



ポイント3 扶養親族の数

扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族。

※16歳未満の扶養親族を含める

「同一生計配偶者とは？」

月次減税額の計算の対象となる同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）のうち、合計所得金額が48万円以下の人となります。

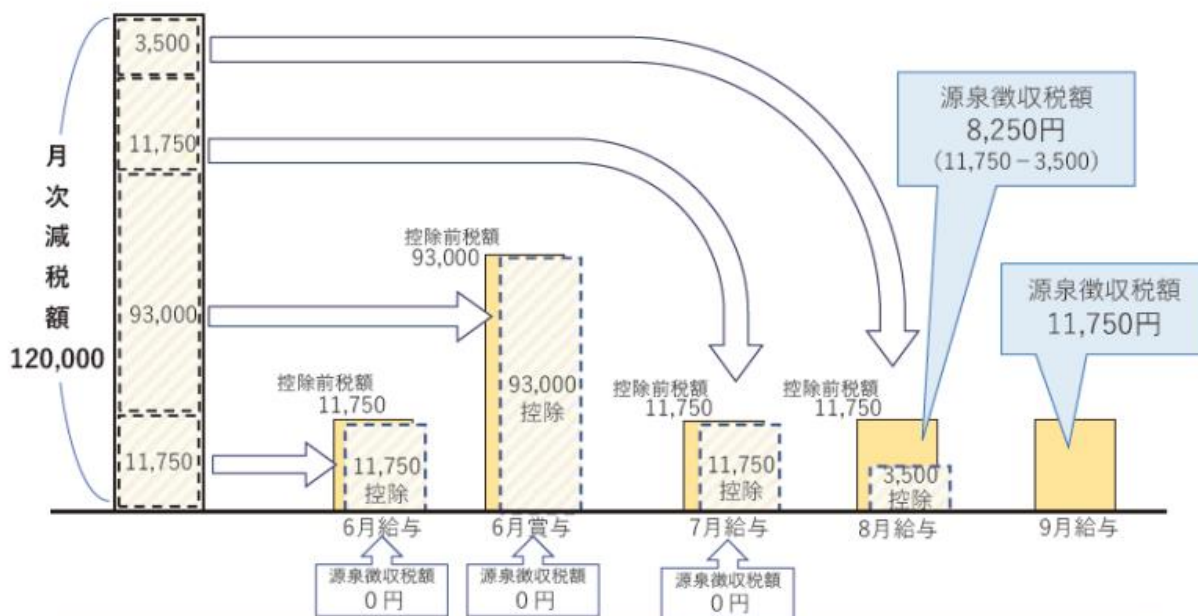
「扶養親族とは？」

月次減税額の計算の対象となる扶養親族とは、所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

【月次減税額の控除】

令和6年6月1日以後に支払う給与又は賞与のうち、支給日が早いものについて源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税の相当額（以下「控除前税額」といいます。）から順次、月次減税額を控除していきます。

給与等支払時の月次減税額の控除



この事例では、月次減税額（120,000円）が最初に支払う6月給与の控除前税額（11,750円）を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、**順次控除**します。
9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方
法で源泉徴収税額を算出します。

定額減税（月次減税）の操作手順

「コラボクラウド給与」「コラボクラウド給与年末調整」の月次減税の流れ

1. 月次減税額（所得税）の設定 P.9-10

定額減税の対象者を選択し定額減税の金額を確定させます。

令和6年定額減税設定 解説 対象者と人数合計を設定してください。 ×

<input type="checkbox"/>	従業員コード	氏名	同一生計配偶者及び扶養親族の人数合計	定額減税額上限
<input checked="" type="checkbox"/>	1001	茅場 一郎	<input type="text" value="2"/>	90,000円

取消 完了

2. 月次減税額（住民税）の設定 P.11-13

本年 5 月に各市区町村から送られてきた「決定通知書」（定額減税控除済）から、従業員の 6 月～翌年 5 月までに控除する特別徴収税額（納付額）を設定します。

住民税

住民税徴収 必須 有 無

6月度	<input type="text" value="0"/>	円	7月度以降	<input type="text" value="15,100"/>	円
宛名番号	<input type="text" value="123466789"/>		指定番号	<input type="text" value="12345679101"/>	
住民税納付先	<input type="text" value="千葉県"/>	<input type="text" value="船橋市"/>	<input type="button" value="納付先を追加"/>	<input type="button" value="解説"/>	

↑ 更新 取消

3. 月次減税額の給与明細書・賞与明細書への反映 P.14-15

6月支給分以降の給与明細書・賞与明細書で定額減税対象者について.....

所得税	住民税
0	0

定額減税	
控除前所得税	6,960
定額減税額	6,960
控除残税額	83,040

月次減税額の設定（画面説明）

1. 月次減税額（所得税）の設定

月次減税額（所得税）の設定をします。

- ① 各種設定-従業員メニューの右上の[令和6年度定額減税設定]をクリックします。



- ② 定額減税対象者にチェックを付けます。

※定額減税対象者外は、チェックを付けません。

<input type="checkbox"/>	従業員コード	氏名
<input checked="" type="checkbox"/>	1001	茅場 一郎
<input checked="" type="checkbox"/>	1002	山田 二郎
<input type="checkbox"/>	1003	中山 一郎
<input checked="" type="checkbox"/>	1004	千葉 花子
<input checked="" type="checkbox"/>	1005	佐藤 太郎
<input checked="" type="checkbox"/>	1006	高橋 一夫

- ③ 同一生計配偶者及び扶養親族の人数合計欄に人数を入力します。
- ・本人は含めず、同一生計配偶者及び扶養親族の人数合計欄に人数を入力します。
※扶養親族には16歳未満の扶養親族も含めてください。
 - ・自動計算された月次減税額を確認します。
 - ・[完了] ボタンで保存します。

氏名	同一生計配偶者及び扶養親族の人数合計	定額減税額上限
茅場 一郎	<input type="text" value="2"/>	90,000円
山田 二郎	<input type="text" value="1"/>	60,000円
中山 一郎		0円
千葉 花子	<input type="text" value="0"/>	30,000円
佐藤 太郎	<input type="text" value="3"/>	120,000円
高橋 一夫	<input type="text" value="0"/>	30,000円

取消

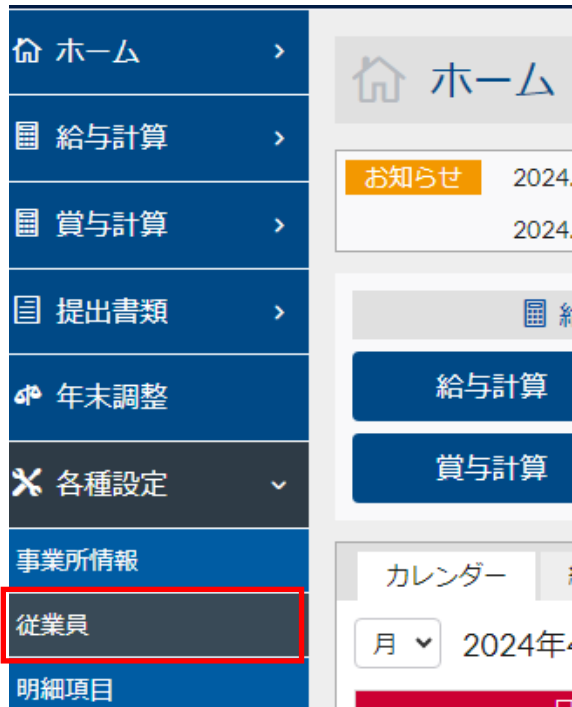
完了

(例) 茅場一郎

本人 (30,000 円) + 配偶者 (30,000 円) + 扶養者 (30,000 円) = 90,000 円

② 月次減税額（住民税）を登録します。

- ・各種設定-従業員メニューをクリックします。



- ・従業員を選択します。



- ・ >保険・税タブをクリックします。

従業員 編集 1001 茅場一郎

- > 一般 必須入力完了 従業員の基本情報、支払、従業員用ログインの設定をします。
- > 明細・単価 必須入力完了 従業員の給与明細種別と単価の設定をします。
- > 保険・税 必須入力完了 従業員の保険と税の設定をします。
- > 扶養 必須入力完了 従業員本人と家族の扶養控除の設定をします。

- ・ 住民税-特別徴収を登録します。

※2024年5月に送付された特別徴収税額決定通知書の税額を登録します。

- ・ 「更新」ボタンをクリックします。

住民税

住民税徴収 必須 ●有 ○無

6月度 [] 円 7月度以降 [15,100] 円

宛名番号 123466789 指定番号 12345679101

住民税納付先 千葉県 船橋市 [納付先を追加] [解説]

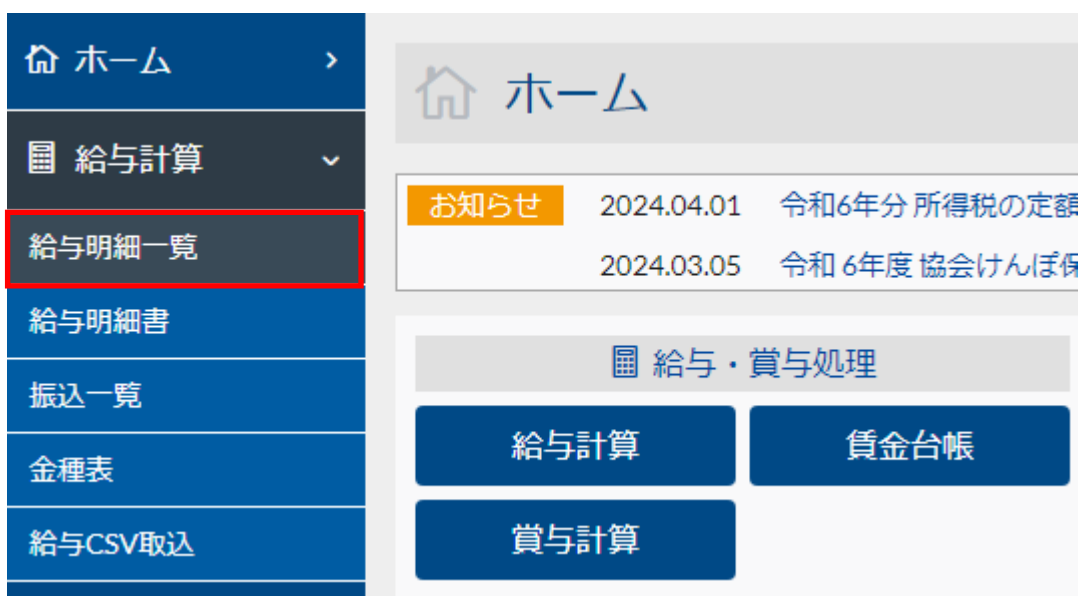
更新 取消

3. 月次減税額の給与明細書・賞与明細書への反映

月次減税額を明細書へ反映します。

① 明細書を作成します。

- ・給与計算-給与明細一覧をクリックします。



- ・従業員を選択します。

The screenshot shows the '給与明細一覧' (Salary Statement List) screen. It includes a search bar for '従業員コード・氏名', a date range selector for '2024年' and '5月31日締め6月25日支払 (処理済)', and a table of employee data. The table has columns for '付箋', '従業員コード', '氏名', '支給形態', '差引支給額', and '出勤日数'. The first row is highlighted with a red border.

付箋	従業員コード	氏名	支給形態	差引支給額	出勤日数
<input type="checkbox"/>	1001	茅場 一郎	月給	346,286	0.00
<input type="checkbox"/>	1002	山田 二郎	月給	435,746	0.00
<input type="checkbox"/>	1003	中山 一郎	月給	304,056	0.00
<input type="checkbox"/>	1004	千葉 花子	月給	228,618	0.00

- ・定額減税額が反映されていることの確認をします。

給与明細 編集 2024年 5月31日締め6月25日支払 (処理済) 一覧へ

1001 茅場 一部 月給制 準備

前月複写 自動計算 ON OFF

項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
出勤日数	0.00	欠勤日数	0.00	実働時間	0:00	遅刻早退時間	0:00
基本給	410,000	非課税通勤費	0	課税通勤費	0	欠勤控除	0
健康保険	20,459	介護保険	3,280	厚生年金	37,515	雇用保険	2,460
所得税	0	住民税	0	定額減税	6,960	控除残税額	83,040

集計&保存 印刷 取消

所得税	住民税
0	0

定額減税	
控除前所得税	6,960
定額減税額	6,960
控除残税額	83,040

前月複写 自動計算 ON OFF

必ず「自動計算」は ON にしてください。
ON にしないと定額減税の計算がされません。

集計&保存 印刷 取消

必ず「集計&保存」ボタンをクリックして、明細書を集計及び保存をしてください。

「コラボクラウド給与」
「コラボクラウド給与年末調整」

【月次減税の操作ガイド】

2024 年 5 月 1 日 発行

発行者：湯澤一夫

発行：株式会社コラボ

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-2-6 紀伊国屋ビル 3F

© 2024 collabo,Inc

本書の内容の一部または全部を無断転載することは禁止されています。

ソフトウェアの仕様および本書の内容は、将来予告なしに変更することがあります。